

捕獲ネコ譲渡実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」（以下、「計画」という。）に基づき捕獲されたネコの譲渡を円滑に実施し、譲渡されたネコが適正に飼養されることを目的とする。

(譲渡対象動物)

第2条 譲渡の対象動物は、計画に基づき捕獲されたネコ（本要領では、これを「捕獲ネコ」という。）で、奄美ノネコセンター（以下、「センター」という。）に收容されたネコとする。ただし、計画7-1（4）により飼い主への引き渡しや飼い主確認が必要な個体は対象としない。

(譲渡対象者)

第3条 捕獲ネコを譲り受ける者（以下、「譲渡対象者」という。）は、次の各号のように区分する。

- ア 自ら飼養することを目的として譲り受ける個人又は法人（以下、「飼養者」という。）であって、奄美大島ねこ対策協議会（以下、「協議会」という。）が別に定める基準にすべて適合する者。
- イ 新たな終生飼養者を探し譲渡することを目的として活動する個人、譲渡推進団体（以下、「譲渡団体」という。）であって、協議会が別に定める基準にすべて適合する者。

(譲渡対象者及び譲渡の決定)

第4条 協議会は、この要領に基づいて捕獲ネコを譲渡対象者に譲渡することができる。以下、協議会が譲渡対象者に譲渡する捕獲ネコを「譲渡個体」という。

- 2 譲渡対象者の選定に関しては、協議会が別に定める設置要領に基づき設置されるノネコ譲渡希望者審査委員会（以下、「委員会」という。）において、この要領を尊重して認定する。
- 3 譲渡対象者として認定を希望する者（以下、「譲渡希望者」という。）は、譲渡対象者認定申請書（飼養者にあつては第1号様式、譲渡団体にあつては第2号様式）、誓約書（飼養者にあつては第3号様式、譲渡団体にあつては第4号様式）及びその他の定める書類を協議会に提出して申請しなければならない。
- 4 協議会は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく委員会を招集しなければならない。
- 5 協議会は、譲渡対象者であることを証する認定証（以下、「譲渡認定証」という。）を交付する。
- 6 譲渡認定証の有効期間は、認定を受けた日から1年間とする。
- 7 前項の有効期間を徒過した者で、継続して譲渡を希望する者は、改めて申請しなければならない。

- 8 協議会は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動愛法」という。）が目指す適正飼養の理念に則り、譲渡頭数に関して、飼養者に対しては、飼養する飼い猫の合計頭数が4頭を超えない範囲とし、また譲渡団体に対しては、その活動状況等を勘案し決定することとする。
- 9 協議会は、譲渡に際して、譲渡希望者に一定の条件を付することができる。
- 10 法人としての譲渡団体においては、再譲渡に至るまでネコを適正に飼養及び管理する施設（シェルター）を法人施設内に確保していなければならない。
- 11 協議会は、「飼養者」を「飼養者を構成員とする家族又は世帯」と読み替えて運用することができる。

（譲渡前講習会）

- 第5条** 譲渡対象者は、譲渡を受ける前に協議会が開催する譲渡前講習会（以下、「講習会」という。）を受講しなければならない。
- 2 協議会は、講習会受講者に講習会受講修了証（以下、「修了証」という。）を交付する。
 - 3 修了証の有効期間は、講習会受講日から1年間とする。
 - 4 譲渡団体から捕獲ネコを譲り受けた者もまた、講習会を受講しなければならない。ただし、譲渡団体が第1項の講習会と同等の講習会を受講させた場合は、この限りではない。

（譲渡個体の選定及び譲渡の申し込み）

- 第6条** 譲渡対象者は、次の各号により、譲渡個体を選定の上、協議会に捕獲ネコの譲渡を申し込むこととする。
- （1）譲渡個体の選定場所は、センターとする。
 - （2）選定に係る日程は、ノネコ管理計画の円滑な実施に支障を及ぼさない範囲で譲渡対象者と協議会が調整して決定する。
 - （3）センターに入所できるのは、原則、譲渡対象者のみとする。また、入所の際には、有効期間内の譲渡認定証と顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
 - （4）やむを得ない事情により、譲渡対象者がセンターに来ることができない場合に限り、譲渡対象者以外の者に選定及び譲渡の申し込みを委任することができる。委任された者は、センターに入所の際、譲渡認定証、委任状（第7号様式）及び顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
 - （5）選定の結果、譲渡対象者が捕獲ネコの譲渡を希望する場合、協議会に譲渡の申し込みを行わなければならない。譲渡の申し込みにあたっては、有効期間内の譲渡認定証及び譲渡前講習会の修了証の写しを添えて、譲渡申請書（飼養者にあつては第5号様式、譲渡団体にあつては第6号様式）を協議会に提出しなければならない。自己負担経費については協議会で別に定める。

- (6) 譲渡対象者は、原則、譲渡個体にマイクロチップの埋め込み処置及びその個体識別番号の届出（以下、「マイクロチップの装着」という。）をしなければならない。ただし、獣医師の判断によりマイクロチップの装着が出来ない等の理由により、協議会が特に許可した場合は、この限りではない。
- (7) やむを得ない事情により、譲渡前に不妊又は去勢手術が行えなかった場合には、譲渡後1か月以内に手術を行わなければならない。ただし、獣医師の判断により不妊又は去勢手術が出来ない等の理由により、協議会が特に許可した場合は、この限りではない。

(引き渡し)

第7条 引き渡しは、マイクロチップの装着及び協議会が実施する不妊又は去勢手術の後に行うこととし、次の各号により実施するものとする。

- (1) 引き渡し場所は、原則としてセンターとする。
- (2) 引き渡し日程は、ノネコ管理計画の円滑な実施に支障を及ぼさない範囲で譲渡対象者と協議会が調整して決定する。
- (3) センターに入所できるのは、原則、譲渡対象者のみとする。また、入所の際には、譲渡認定証と顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
- (4) やむを得ない事情により、譲渡対象者がセンターに来ることができない場合に限り、譲渡対象者以外の者に引き渡しを委任することができる。委任された者は、センターに入所の際、譲渡認定証、委任状（第7号様式）及び顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
- (5) 譲渡対象者は、譲渡個体の引き渡しの時に、譲渡申請後から引き渡しまでに要した飼養に係る経費を負担しなければならない。

(譲渡後の飼養及び状況報告)

第8条 譲渡対象者は、譲渡個体の飼養及び管理において、動愛法及び「飼い猫の適正な飼育及び管理に関する条例」（奄美大島5市町村）を遵守又は尊重しなければならない。

- 2 譲渡個体の引き渡しを受けた者は、協議会にその飼養管理状況を譲渡後、1週間後、1ヵ月後、2ヵ月後、6ヵ月後、1年後の報告を必ず行わなければならない。
- 3 譲渡個体を引き渡された譲渡団体が最終飼養者へ譲渡したときには、速やかに譲渡完了報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

(譲渡対象者の確認及び認定取消)

第9条 協議会は、必要に応じて、譲渡個体の引き渡しを受けた者の飼養及び管理の状況について確認を行うものとする。

- 2 譲渡個体の引き渡しを受けた者は、前項に規定する協議会の確認に対して協力しなければならない。
- 3 協議会は、第1項の規定による確認の結果、次の各号に該当すると判断した場合に

は、譲渡対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 協議会で定める譲渡対象者の基準に適合しなくなった場合
- (2) 協議会で定める譲渡対象者が死亡若しくは交代又は解散した場合
- (3) 譲渡ネコを屋外飼育（放し飼い）、屋外放出又は遺棄した場合
- (4) 協議会が譲渡ネコに対する虐待行為があったと認定した場合
- (5) 譲渡対象者が当該事業のノネコ管理計画の円滑な実施に支障を及ぼすなど、協働者として適正を欠くと判断する行為を行ったと判断した場合

4 協議会は、前条において、譲渡対象者としての資格を取り消された者又はその関係者による譲渡に係る再申請があった場合には、これを拒絶することができる。

5 前項にいう「関係者」とは、協議会が認定した者とする。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は、協議会の決議を経て行う。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行することとする。

改 定

この要領は、平成30年11月1日から施行することとする。